平成２７年（フ）第１４６９号
福岡市南区桧原３丁目19番７―406号、前住所福岡市南区皿山３丁目８番29―202号
債務者　北島　房子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４８４号
福岡市博多区美野島３丁目22番44号
債務者　森　あゆみ
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４９８号
福岡県春日市上白水８丁目133番地　コンフォート・ヴィラ103号
債務者　中澤　智子（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５１５号
福岡市早良区次郎丸６丁目８番24―202号
債務者　過能陽一郎
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５１６号
福岡県糸島市篠原西２丁目13番13号
債務者　楢崎ウメ子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５２９号
福岡市西区愛宕南２丁目８番31―102号
債務者　豊岡　好子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５４６号
福岡市南区曰佐５丁目21番７号
債務者　簑原　良彦
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５５０号
福岡市中央区薬院３丁目３番29―607号
債務者　戸畑　洋子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５５２号
福岡市西区下山門団地12番202号
債務者　勝屋　円馨
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５５９号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代965番地13　コリーナ・ベルデⅢ　111号
債務者　山口　克久
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５７２号
福岡市城南区荒江団地７番408号
債務者　安藤　隆晴
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５７４号
福岡市博多区西月隈３丁目２番21―905号、前住所福岡県糟屋郡篠栗町大字和田519番地１
債務者　境　　眞紀
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５７５号
福岡市西区姪の浜５丁目３番26号
債務者　柴田　知子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５８０号
福岡市城南区七隈６丁目18番43―202号
債務者　寺山　美幸（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５９３号
福岡市西区今津4815番地
債務者　西山　和行
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３５号
山梨県甲府市国母８丁目４番15号　小澤ハイツ102号
債務者　宮﨑　幸重
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５３号
滋賀県長浜市八島町1557番地１
債務者　籾山　杏奈
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係